平成２２年（フ）第９６５号
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿281番地　市営妻鹿住宅１―1604
債務者　濱田由可理
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１８７号
兵庫県加古郡播磨町古田３丁目２番５号
債務者　松村富美子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２２５号
兵庫県高砂市緑丘２丁目12番26号
債務者　横山　研一
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２３３号
兵庫県加古川市西神吉町辻524番地の１
債務者　竹元　重義
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２６２号
兵庫県姫路市鷹匠町乙15番地ハイツ鷹匠201号、住民票上の住所兵庫県姫路市広畑区本町４丁目１番地２
債務者　角辻　春美
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１７号
香川県さぬき市志度1149番地６
債務者　森　　宣広
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２３１８号
福岡市博多区那珂１－９－１―201号、住民票上の住所福岡市博多区諸岡４丁目10番11号
債務者　坂田　善徳
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３４７号
福岡市博多区祇園町８番13号第一プリンスマンション907号
債務者　山崎喜代美
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６２６号
福岡市南区花畑２丁目17番31―301号
債務者　播磨貴代美
1　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６８６号
福岡県宗像市日の里５丁目１番　６棟202号
債務者　中野喜美子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７９４号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋270番地６スカイハイツ内橋Ⅵ101号
債務者　竹内　秀樹
1　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８０３号
福岡県糟屋郡志免町片峰１丁目４番17―307号
債務者　田平　吉広
1　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８３３号
福岡市中央区六本松３丁目11番39号
債務者　野中　裕子（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９３９号
福岡市西区壱岐団地２番255号
債務者　柳井智恵子
1　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９９２号
福岡県糟屋郡粕屋町原町５丁目７番11号サンフィットハイツ壱号館３号
債務者　山本　　健
1　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０１６号
福岡市南区塩原３丁目２番38―101号
債務者　朝部　裕子（旧姓山下・土井）
1　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５２号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲4542番地１
債務者　有田　シキ
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　佐賀地方裁判所武雄支部